



# 広報ぬまた お知らせ版



令和2年10月8日発行 第1076号(1/2)

発行：沼田町役場 編集：総務財政課広報情報グループ 電話：0164-35-2111

ホームページ <https://www.town.numata.hokkaido.jp> メール [soumu@town.numata.lg.jp](mailto:soumu@town.numata.lg.jp)

## 沼田町後期高齢者歯科健康診査を受けると お口の健康をチェックできます

本年度より後期高齢者医療被保険者の方が無料で受診できる歯科健康診査を実施しておりますので、ご自身の健康管理としてぜひ受診ください。

受診にあたっては、町内の歯科医院へ電話で予約のうえ、健診当日は保険証、保険証と一緒にお配りした受診券をお持ちくださいますようお願いいたします。

なお、総義歯の方は口腔内の状態のみの健診となります。

- 対象者 沼田町在住の後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方（主に75歳以上の方）  
※施設入所者を除く
- 実施期間 令和3年3月31日（水）まで
- 健診場所 中神歯科医院（南1条2丁目5番8号 ☎35-2456）  
近藤歯科医院（本通3丁目4番3号 ☎35-2538）
- 持ち物 ・沼田町後期高齢者歯科健康診査受診券（水色）  
・保険証
- 健診料金 歯科健康診査は無料  
歯科健康診査以外の検査・治療は全額自己負担になります。
- 健診項目 問診、歯の状態、噛み合わせ、口の中の衛生状態、口の中の乾燥など
- お問合せ 保健福祉課 保険グループ ☎35-2120

## ほろしん温泉特別ご優待券（入浴利用券）（3枚綴り）を お持ちの方へ

本年6月末現在の後期高齢者医療被保険者の皆様にお配りしました入浴利用券（3枚綴り・空色）は、有効期限が令和3年1月31日までとなっておりますので、お早めにご利用くださいますようお知らせいたします。

- お問合せ 保健福祉課 保険グループ ☎35-2120

## お忘れではありませんか・・・？

### 「子育て世帯応援通勤支援事業」の申請を受付しています。

「沼田町子育て世帯応援通勤支援事業」の前期分の申請を10月30日（金）まで受付しておりますので、まだ申請がお済みでない方は、期間内に住民生活課窓口までお越しください。

- 対象者 ※以下の5項目をすべて満たしていることが必要です。
  - (1) 沼田町内に居住し、中学生までの子どもを監護している世帯主等の保護者のうち、生計を主に担っている方で町外の職場に勤務する方
  - (2) 町税等公共料金を滞納していない方
  - (3) 毎月10日以上町外通勤日数を有している方
  - (4) 対象地域の職場に勤務し、本町から実際に通勤している方
  - (5) 町外に住居等を賃借していない方
 ※（1）の「生計を主に担っている方」の判断については、所得の状況や扶養申告、住民票等の取扱いなどを総合的に考慮して判断します。

#### ■対象地域及び助成額

対象地域（通勤地）	助成額
1) 本町より往復19km以下の地域 （秩父別町）	月額1,500円 （年額18,000円相当額）
2) 本町より往復20km以上49km以下の地域 （深川市・北竜町・妹背牛町・雨竜町）	月額3,000円 （年額36,000円相当額）
3) 本町より往復50km以上99km以下の地域 （旭川市・留萌市・滝川市・小平町・幌加内町・新十津川町）	月額5,000円 （年額60,000円相当額）
4) 本町より往復100km以上の地域	月額6,000円 （年額72,000円相当額）

#### ■申請方法

○年2回申請

様式を町のホームページからダウンロードしていただくか、住民生活課で受け取っていただき、10月30日（金）までに申請してください。

○申請に必要な書類

- ・在職証明書（様式は町HPまたは住民生活課でお受け取りください）
- ・印鑑

- お問合せ 住民生活課 移住定住応援室 ☎35-2115

～沼田町はJR北海道を応援しています～

## 「JRに乗り続け隊」サポーター募集中！ キップ・定期券は、JR石狩沼田駅でお買い求めください

午前7時20分～午後1時40分 平日（祝祭日除く）で販売中！

※不在となる時間帯（8:55～9:50、11:25～12:35）がございます。ご確認ください。

- お問合せ 産業創出課 ☎35-2155



## 令和2年度行政相談週間について

総務省では、行政相談制度について、広く国民に理解され、利用していただけるよう、今年度は10月18日（日）から25日（日）までの一週間を「行政相談週間」と定め、本町では下記日程で特設行政相談所を開設しますので、国などの仕事やサービスについてお困りごとや、相談等ございましたらお気軽にご相談ください。

- 開催日時 令和2年10月23日（金）午後1時～午後4時
- 場 所 沼田町民会館
- 担当行政相談員 野々宮 宏
- その他 相談無料・予約不要・秘密厳守
- お問合せ 総務財政課 広報情報グループ ☎35-2111

## 10月は公共料金等特別納付強化月間です！

北海道及び町では、道税（自動車税）・各種町税及び公共料金の滞納解消のため、徴収対策を強化することとしております。特別な事情などにより一度に納付することが困難な場合は、納付相談を随時受付しておりますのでご連絡ください。

### ■お問合せ

- 〈道 税〉 空知総合振興局 深川道税事務所 [☎ 23-3578]
- 〈町 税〉 住民生活課 税務グループ [☎ 35-2115]
- 〈公営住宅〉 住民生活課 生活環境グループ [☎ " ]
- 〈上下水道〉 建設課 管理グループ [☎ 35-2116]
- 〈介護保険〉 保健福祉課 保険グループ [☎ 35-2120]
- 〈後期保険〉 " [☎ " ]

## 悪質滞納者にはタイヤロックによる自動車差押えを行います

町では、町税を公平に負担していただくための手段の一つとして、「タイヤロック」や「ミラーズロック」を導入し、納税催告を行っても納付の無い方など悪質滞納者に対する自動車等の差押えを行います。差押えた自動車等については、運行・使用をさせないための措置として、タイヤロックやミラーズロックを設置し、差押えた財産であることを表示するための「財産差押公示書」を取り付けます。（タイヤロックや財産差押公示書を撤去・破損した場合、または勝手に自動車等を使用した場合は、地方税法第332条、同法第374条、第463条の8、第463条の28及び第729条（滞納処分に関する罪）、刑法第96条（封印等破棄）及び第252条（横領）などの法律により処罰されることがあります）

悪質滞納者に自主的に納付してもらうことが目的の取り組みですので、ご理解の程よろしくお願いいたします。



（タイヤロック等による自動車差押）

## 令和3年沼田町成人式開催時間のお知らせ

来年1月10日（日）の「沼田町成人式」の開催時間をお知らせします。輝かしい門出を祝う成人式に是非ご出席ください。

- 期 日 令和3年1月10日（日）
  - 午後3時 (受付開始)
  - 午後3時30分 (リハーサル)
  - 午後4時 (記念写真撮影)
  - 午後4時30分 (式典開始)
  - ※午後6時終了予定

■会 場 沼田町生涯学習総合センター「ゆめつくる」

- 申込み 平成12年4月2日～平成13年4月1日生まれで次のいずれかに該当する方
  - ①沼田町に住民登録がある方には、往復ハガキで案内と出欠の確認をします。
  - ②沼田町成人式に出席を希望される方（進学や就職のため、町外に転出された方など）は、11月27日（金）までに教育委員会へ電話等でお申込みください。

※準備の都合上、期日厳守でお願いします。（成人式に出席する方の住所・氏名・生年月日・電話番号をお知らせください）

- 申込み・お問合せ 教育委員会 社会教育グループ ☎35-2132

## ライフパートナー探し応援事業について

町では、結婚について前向きに取り組む意欲のある方に対し、民間の結婚相談所など専門機関へ支払う費用、または婚活イベント参加料等の一部を助成しておりますので、是非ご活用ください。

■対象者 ※以下の2項目をすべて満たしていることが必要です。

- ①結婚に対して前向きに取り組む意欲のある20歳以上の独身の方
- ②結婚相談所へ入会若しくはイベント開催時点において、沼田町に住所を有する方であり、かつ今後も町内に居住する意思のある方

■助成範囲

- ①結婚相談所等への入会金や登録料、会費等、専門機関を利用する際に必要となる費用
- ②婚活イベント参加料
- ③上記①及び②を利用または参加した場合に必要な交通費及び宿泊料等の経費
- ④町内外の団体に関係なく、本町の住民が参加し行われる婚活イベント等の開催負担金

■助成額

- 申請者一人につき60,000円を上限として助成（上限に達するまで何回でも申請可ですが、イベントの参加助成については以下の範囲内とします）
  - ・婚活イベント参加料については、1回につき3,000円を上限
  - ・交通費等の旅費については、1回につき10,000円を上限
- イベント開催に伴う団体への負担金（上記④）については、本町からの参加者1人につき5,000円を上限として助成

■申請方法

- 結婚相談所など専門機関等へお支払いした後、領収書及び印鑑をご持参のうえ住民生活課移住定住応援室までお越しください。
- 申請にあたっては、個人その他、団体またはグループ等、複数人を一括して申請することも可能です。

- お問合せ 住民生活課 移住定住応援室 ☎35-2115



# 広報ぬまた お知らせ版



令和2年10月8日発行 第1076号(2/2)

発行：沼田町役場 編集：総務財政課広報情報グループ 電話：0164-35-2111

ホームページ <https://www.town.numata.hokkaido.jp> メール [soumu@town.numata.lg.jp](mailto:soumu@town.numata.lg.jp)

## 令和3年度沼田町職員(建築技術職)の募集について

- 募集人員 建築技術職 1名
  - 採用年月日 令和3年4月1日付け採用予定
  - 受験資格 次の①～④のすべてに該当する方
    - ①次のア～イのどちらかに該当する方
      - ア 平成3年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法に基づく高等学校以上を卒業し、建築に関する実務経験を3年以上有する方で、2級建築士以上の資格を有している方
      - イ 平成6年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法に基づく大学または短期大学、専修学校の専門課程(修業年限2年以上)、高等専門学校もしくは高等学校を令和3年3月までに卒業または卒業見込みで、建築に関する専門課程を履修された方
    - ②第1種普通自動車免許を取得している方または取得見込みの方
    - ③パソコン操作ができる方
    - ④現在、沼田町に在住している方または採用後町内に居住可能な方
- ※ただし、日本国籍を有しない方、地方公務員法第16条のいずれかに該当する方は受験できません。
- 試験方法 小論文試験、面接試験により実施(日程は追って通知します)
  - 試験日 令和2年12月予定
  - 試験会場 沼田町役場
  - 応募方法 下記の書類を、郵送または持参してください。
    - ①履歴書(市販の物で可・写真添付)
    - ②最終学校の卒業見込み証明書、または卒業証書の写し
    - ③建築士免許証の写し(有資格者のみ)
  - 応募期限 令和2年11月30日(月)必着
  - 応募先・お問合せ
    - 〒078-2202 沼田町南1条3丁目6番53号
    - 総務財政課 総務グループ 担当：一戸(いちのへ)
    - ☎0164-35-2111

## 「人権心配ごと相談所」を開設します

守られていますか？ あなたの人権。

ひとりで悩まず、気軽に相談を!!

- 日時 令和2年10月26日(月)午後1時～午後3時
- 場所 沼田町健康福祉総合センター「ふれあい」1階相談室
- 相談員 人権擁護委員・民生委員
- その他 当日は電話相談も可能です。
- お問合せ 保健福祉課 福祉グループ ☎35-2120

## 生活福祉資金(緊急小口資金)特別貸付のお知らせ

北海道社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響による休業等で生活資金にお困りの方へ『生活福祉資金(緊急小口資金)特別貸付』を行っています。この度、申請受付期間の9月末が**12月末に延長**されました。申請申込み手続きは沼田町社会福祉協議会で行ない、北海道社会福祉協議会による審査の決定後に貸付が行われます。

なお、この資金は貸付金で**償還(返済)が必要です**。給付金ではありません。

### ■貸付内容

- ・貸付対象 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等で収入が減少し緊急かつ一時的な生活維持のための貸付を必要とする世帯
- ・貸付限度額 ①一世帯につき1回限り**10万円**以内  
②世帯に要介護者や個人事業主がいるなど特例の場合は**20万円**以内
- ・据置期間 貸付の日から1年以内
- ・償還期間 据置期間後2年以内
- ・貸付利子 無利子
- ・その他 感染防止のため、希望の方は事前に沼田町社会福祉協議会へお問い合わせください。また、詳細については道社協ホームページをご覧ください。

### ■申込に必要なもの

- ①申込者(世帯主)の身分を証明できる**健康保険証**や**運転免許証**など
- ②世帯全員がわかる**住民票謄本**(マイナンバーの記載のないもの)
- ③**印鑑**
- ④申込者名義の**預金通帳**または**キャッシュカード**
- ⑤新型コロナウイルス感染症の影響により減収したことの**確認書類**(給与明細または**通帳**、あるいは**申立書**の作成)
- ⑥世帯員の介護認定状況が分かるもの(該当者がいる場合)



北海道社会福祉協議会 HP

※この緊急小口資金【特別貸付】を受けてもなお困窮する場合は『総合支援資金【生活支援費】【特別貸付】制度』があります。

### ■お問合せ

北海道社会福祉協議会 ☎011-241-3976  
沼田町社会福祉協議会 ☎35-1998  
沼田町南1条1丁目8番25号(暮らしの安心センター内)

## 深川税務署からのお知らせです

### 国税に関する申告・面接相談は、「事前予約」が必要です

税務署では、納税者の皆様にお待ちいただくことなくスムーズに申告・面接相談できるよう、原則として「事前予約制」を実施しております。

申告・面接相談を希望される方は、深川税務署に電話で相談日時を予約してください。なお、予約状況により、希望の相談日時に添えない場合がありますので、ご了承ください。

ご不明な点等ございましたら深川税務署までお問い合わせください。

- ご予約・お問合せ 深川税務署 ☎23-2191

## 新型コロナウイルス感染症の影響による保険料(税)減免について

町では、新型コロナウイルス感染症の影響により大幅な収入減少があった方、死亡、廃業または失業等をした方に対する次の保険料(税)の減免を実施しております。

減免対象となる方は次のとおりですので、該当する方は下記窓口にて申請ください。

### ■減免対象となる保険料(税)

介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民健康保険税

(令和2年2月1日から令和3年3月31日の間に納期限のある保険料(税)が減免の対象となります)

### ■減免対象条件

#### 一部減免

・主たる生計維持者が30%以上の収入減少(事業収入・不動産収入・給与収入・山林収入に限る)となった。

※収入は、令和元年中と令和2年中の収入を比較します。(令和2年10月以降は収入見込み)世帯主及び世帯員の所得・課税状況により2割減免から10割減免となります。詳しくは下記担当までお問合せください。

#### 全額減免

・主たる生計維持者が死亡・廃業・失業等した。

※申請書には、新型コロナウイルス感染症による収入減少・死亡等であることを証明できる書類の写しを添付。(確定申告書の写し・診断書など)

※介護保険料・後期高齢者医療保険料は、主たる生計維持者の属する全世帯員が減免対象となります。

- 申請・お問合せ 保健福祉課保険グループ ☎35-2120  
(介護保険料・後期高齢者医療保険料)  
住民生活課税務グループ ☎35-2115  
(国民健康保険税)

## 新型コロナウイルス感染症の影響により 上下水道料金のお支払いが困難な方へ

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が大幅に減少した等の事情により、上下水道料金のお支払いが一時的に困難となっている方は、お支払いの猶予等納入に関するご相談をお受けしますので、建設課までご連絡ください。

※猶予とは納入期間を引き延ばすことです。免除ではございませんのでご注意ください。

- 受付・お問合せ 建設課 管理グループ ☎35-2116  
午前8時45分～午後5時15分(平日)

## 10月は土地月間です

毎年10月を「土地月間」と定め、全国的に啓蒙活動を行っています。

一定面積以上の大規模な土地売買などの契約には、国土利用計画法に基づく届出が必要になります。

- お問合せ 産業創出課 ☎35-2155

## 令和2年度自衛官等募集案内

### ■自衛官候補生

資格 日本国籍を有し、令和3年4月1日現在、18歳以上33歳未満の男女  
受付期間 試験日より異なりますので、お問合せください。  
試験期日 10月18日(日)・19日(月)、11月15日(日)・16日(月)  
いずれか1日

試験会場 受付時にお知らせします。

■その他 新型コロナウイルスの状況により、延期となる場合があります。

■お問合せ 自衛隊旭川地方協力本部 南地区隊 ☎0166-55-0100  
総務財政課 広報情報グループ ☎35-2111

## 日曜・祝日当番医のお知らせ

### ◆10月11日(日)

内科・外科系…深川市立病院〔担当医：たかはし内科消化器内科 院長 高橋 公平〕  
☎22-1101

歯科系…歌志内ホワイト歯科クリニック(歌志内市)

☎0125-42-4618

### ◆10月18日(日)

内科・外科系…深川市立病院〔担当医：みきた整形外科クリニック 院長 三木田光〕  
☎22-1101

歯科系…伊東歯科医院(深川市)

☎23-5501

### ◆10月25日(日)

内科・外科系…深川市立病院〔担当医：町立沼田厚生クリニック 院長 鳥本 勝司〕  
☎22-1101

歯科系…みやこし歯科診療所(滝川市)

☎0125-75-5330

## 10月8日から10月25日までの行事予定

	行事名	時間	場所
10月	8日(木) ふれあい総合健診	6:30~	ふれあい
	9日(金) ふれあい総合健診	6:30~	ふれあい
	12日(月) いきいき大学第2回	10:00~	ゆめつくる
	14日(水) 乳幼児健診	11:45~	ふれあい
	17日(土) マイバ-カード 臨時窓口開設	9:00~	役場住民生活課
	20日(火) 高齢者サロン	10:00~	旭町コミセン
	定例行政相談所	13:00~	町民会館
	21日(水) マイバ-カード 臨時窓口開設	17:30~	役場住民生活課
	23日(金) 元気100倍!教室	10:00~	ふれあい
	特設行政相談所	13:00~	町民会館

※新型コロナウイルス感染予防のため中止、延期される場合がございます。